

神戸市 工事情報共有システム 使用要領

令和元年 9 月 27 日土木技術管理委員会決定

最終改定 令和 5 年 4 月 1 日

1. 目的・概要

「神戸市 工事情報共有システム使用要領」（以下、本要領という。）は、「受発注者のコミュニケーション円滑化」、「工事書類の処理の迅速化」、「監督検査業務の効率化」等を実現することを目的とし、受発注者間において工事情報共有システム（以下、システムという。）を使用するにあたり、適用基準、対象範囲、受発注者が留意する事項等を定めたものである。

2. 対象となる工事

神戸市が発注する土木・造園工事を対象とする。

請負人の申し出があれば、受発注者協議の上、システムの利用を認めるものとする。

3. 対象となる帳票

システムにて扱うことのできる帳票は、電子化が可能な全書類とする。

主な帳票例は下記のとおりである。

1) 工事打合簿

2) 材料承諾申請書

※ただし、紙媒体のカatalogなどは電子化せず、紙媒体のままでの提出を認める

3) 工事履行報告書

4) 段階確認書

5) 確認・立会依頼書

6) その他、受発注者協議にて定めるもの

システムを利用した工事帳票は、神戸市土木工事共通仕様書における「書面」として認められるものとする。

また、工事帳票内で、様式番号や受発注者を指す単語などが神戸市土木工事共通仕様書と異なる部分があったとしても、そのまま使用できる。

4. システム

1) システムの選定

使用するシステムは、神戸市が定めたセキュリティ対策に適合していることを確認したシステム（別表）から、請負人が選定する。

2) システム提供者との契約

システムの利用にあたり、システム提供者との契約及び利用の申し込みは請負人が行うものとする。

3) 費用

システム使用に要する経費は、請負人の負担によるものとする。

4) 利用者

システムに利用者として登録する者は、下記を原則とする。

請負人：現場代理人、監理（主任）技術者

監督員：総括監督員、主任監督員、担当監督員

検査員：検査員（検査員が決定した後に追加する）

ただし、受発注者協議により上記以外の者を登録することを認めるものとする。

5. 事前協議

システムの活用にあたっては、受発注者間で事前協議を行うこととする。事前協議の際に、請負人は、工事着手前に「事前協議シート」を監督員に提出し、承諾を得る。

6. 電子納品

電子納品については「電子納品運用指針（簡易版）（案）」に基づいて実施するとともに、情報共有システムで扱った工事関係書類についても、電子納品の対象とする。

7. 検査

システムを利用した工事では、電子検査を実施することができる。

電子検査の実施にあたっては、「神戸市電子検査要領」によること。

8. 使用上の留意点

使用にあたり、受発注者ともに下記について留意すること。

- (1) 使用者は ID・パスワードの管理、操作端末の管理等を徹底し、情報漏洩等の防止を図ること。情報漏洩等に該当する事案が生じた場合には、速やかに発注者に報告すること。
- (2) システムが推奨する通信速度を確認し、現環境で利用できるか確認すること。
- (3) システムが推奨する CPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度などから、受発注者の環境で利用できるか確認すること。
- (4) システムが推奨する WEB ブラウザを利用できるか確認すること。

9. その他

本要領で定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

(参考)「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(国土交通省)

http://www.cals-ed.go.jp/cris_guideline/